

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1322号)

平成27年10月23日

横情審答申第1322号

平成27年10月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成27年2月20日文文第1325号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都筑文化芸術活動場（仮称）の整備について（平成20年度市文第1069号）」ほかの別表に示す37件の行政文書に係る一部開示決定及び「平成27年度事業計画書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「都筑文化芸術活動場（仮称）の整備について（平成20年度市文第1069号）」ほかの別表に示す37件の行政文書を一部開示とした決定及び「平成27年度事業計画書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添資料以外の「都筑の文化 夢スタジオ」に関する書類の一切」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年11月25日付で行った「都筑文化芸術活動場（仮称）の整備について（平成20年度市文第1069号）」ほか別表に示す行政文書（以下「文書1」という。）を一部開示とした決定（以下「処分1」という。）及び「平成27年度事業計画書」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）を非開示とした決定（以下「処分2」という。処分1及び処分2を総称して「本件処分」という。）のうち電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除く部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号、第5号及び第6号に該当するため一部開示又は非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、住所、FAX番号、個人印の印影、電子メールアドレス、個人のサイン、生年月日、資格名称・番号、資格証明書及び工事写真上の個人の顔については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

## (2) 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 振込先金融機関名・支店名及び口座種別の部分については、公にすることにより、本件異議申立てに係る法人（以下「本件法人」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、本号アに該当し、

本号ただし書に該当せず、非開示とした。

イ 平面図については、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

ウ 工場のレイアウトについては、本件法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

エ 建築士印の印影については、設計図書を発行するに当たって、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(3) 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影、振込先金融機関名・支店名、口座種別の部分については、公にすることにより、第三者に偽造又は悪用されるなどして、本件法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 情報公開条例第7条第2項第5号の該当性について

文書2は、平成27年度の予算編成に当たり、文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課（以下「文化振興課」という。）が作成した予算原案に係る文書であり、予算編成過程の一時点における情報を記載した文書である。

平成26年11月25日の処分2の時点では、実施機関としての予算案は確定しておらず、公表もしていない。

したがって、予算編成過程の処分2の時点で文書2を開示すると、市議会での公正な審議に支障を及ぼすとともに、市長の予算編成における自由な判断を阻害され、予算編成における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

なお、処分2に当たっては、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第322号（以下「先例答申」という。）を参考にした。また、文書2は積算書を除き、予算案議決後、実施機関のホームページで公表するとともに、市民情報センターに配架し、閲覧に供している。

(5) 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

文書2は、当該施設の平成27年度の賃貸借金額に関する情報を記載している。当該金額は、平成27年度予算額を見込んだものであり、平成26年11月25日の処分2の時点では、上記(4)と同様に、実施機関として予算案も確定しておらず、公表もしていない。また、文書2には、平成27年度から新たに取る組む委託業務についての情報も記載している。

したがって、予算編成過程の処分2の時点で文書2を開示することは、当該事業の契約事務における適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除き、本件申立文書の全部を開示する、との決定を求める。
- (2) 実施機関が一部開示とした文書1は、既に公にされている情報である。また、都筑文化芸術活動場（愛称：都筑の文化 夢スタジオ。以下「夢スタジオ」という。）に関する文書は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）の公開の基本原則に基づき、開示されることが妥当であると考えます。
- (3) 申立人は、「夢スタジオ管理運営委員会」と「横浜都筑文化プロジェクト」のメンバー構成から、夢スタジオの運営に対する疑念を抱いている。また、夢スタジオ利用に当たって、優先枠についての規則も不透明で、仕組みが分からない状態である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 夢スタジオに係る事務について

ア 夢スタジオは、都筑区中川中央一丁目の文化施設用地に、区民から事業提案書の提出を受け、都筑区民の音楽や演劇等の練習・活動の場として、文化振興課が、夢スタジオを暫定的に整備した区民利用施設である。夢スタジオの施設整備に当たっては、本件法人が建物を設計、整備し、文化振興課は本件法人を相手方として、建物の賃貸借契約を締結している。夢スタジオは、都筑区内で文化芸術活動や文化芸術の振興に取り組む区民で構成する団体により運営されている。当該団体は、夢スタジオ運営に関する事業提案を行い、協働事業として都筑区と管理運営に関する協定を締結している。さらに、都筑区から施設の無償提供を受け、管

理運営経費を自ら確保した上で施設運営を行っている。

イ 当該施設は平成20年12月8日に開館し、当初は平成23年3月31日までを暫定利用期間としていたが、地元からの要望も強いことから、平成23年度以降についても、年度毎に暫定利用期間を更新している。

ウ 夢スタジオについては、文化振興課が施設の整備を担当し、都筑区総務部区政推進課が施設の管理を担当している。都筑区総務部地域振興課は、都筑区内の文化振興及び市民活動・生涯学習の所管部署として、当該施設との関わりがある。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が開示請求書に添付している文書以外の夢スタジオに関する文書一切のうち、文化振興課において保有しているもの全てである。

申立人は、本件申立文書のうち電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除く全ての非開示部分の開示を求めると主張しているため、当審査会では、電話番号及び銀行口座番号を除く非開示部分について以下判断する。

(3) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が文書1を見分したところ、文書1中に記載されている個人の氏名、住所、FAX番号、個人印の印影、電子メールアドレス、個人のサイン、生年月日、資格名称・番号、資格証明書及び工事写真上の個人の顔は、特定の個人に関する情報であることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定して

いる。

イ 実施機関は、振込先金融機関名・支店名及び口座種別については、本件法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示としたとしている。

平面図については、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため、非開示としたとしている。

工場のレイアウトについては、本件法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、非開示としたとしている。

さらに、建築士印の印影については、建築士及び建築事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示としたとしていることから、それぞれ以下検討する。

ウ 振込先金融機関名・支店名及び口座種別については、本件法人の経理等を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当すると認められる。

平面図については、間取りや設備等のレイアウト及び構造物の寸法等が詳細に記載されている。これらの情報は、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて、創意と工夫をこらして設計した物であり、これらの情報を開示すると、設計者である本件法人の技術的ノウハウが明らかとなり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

工場のレイアウトについては、内部管理に関する情報であり、開示することにより本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあると認められる。

さらに、建築士印の印影については、設計図書の発行にあたり資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、開示することにより当該建築士の印影を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められる。

エ これらを公にすることにより、本件法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報及び建築設計上の技術的ノウハウが一般に知れ渡ることとなり、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとして、本号アに該当するとの実施機関の主張

は是認できる。

オ なお、文書1中には、実施機関が本号に該当するとして非開示とした部分とは別に、公にされている平面図も存在することが判明した。これについて実施機関に確認したところ、開示されている平面図は、夢スタジオの建物の賃貸借契約の際に、実施機関が作成した平面図であり、賃貸借契約書の添付資料として公表されたものであるため、本号には該当しないと判断したとのことであった。当審査会としても、実施機関の説明は特段不合理でなく、是認できるものである。

(5) 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができると規定している。

イ 本件法人代表者印の印影、振込先金融機関名・支店名及び口座種別は、公にすることにより、本件法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 情報公開条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・の内部・・・における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、処分2の時点では予算編成過程のものであるため、文書2を公にすると、市議会での公正な審議に支障を及ぼすとともに、市長の予算編成における自由な判断を阻害され、予算編成における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非開示としたとしている。また、処分2に当たり、先例答申を参考に決定したと主張していることから、以下検討する。

ウ 先例答申では、予算は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき地方公共団体の長が予算案を調製し、議会の議決を経て定められ、議決により長に経費の支出権限が付与されるとしている。予算制度では、長の予算編成権と議会の予算議決権を区分し、長の自主的な予算編成及び議会の審査を経て公平性を担保している。

予算案を構成する予算要求書は、編成過程において各担当課での作成の後、検討・調整過程で内容修正されていくものである。予算編成途中において予算要求書



を開示すると、議会での公正な審議への支障、長の予算編成における自由な判断の阻害、予算編成における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとしている。

エ 本件における、文書2についても、処分2の時点では先例答申と同様に、予算編成過程における作成資料である。予算編成過程において文書2を開示すると、当該事業を含む平成27年度事業に係る議会での公正な審議への支障、市長の予算編成における自由な判断の阻害、予算編成における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、当該文書は本号に該当する。

(7) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 前記(6)で述べたとおり、文書2は情報公開条例第7条第2項第5号に該当するため、同項第6号については判断するまでもない。

(8) その他

申立人は、縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、別表に示す文書1を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するとして一部開示とした決定並びに文書2を第5号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

別表 答申文中の文書1に係る行政文書名称の内訳

	行政文書名称
1	都筑文化芸術活動場（仮称）の整備について（平成20年度市文第1069号）
2	9904-20090501-990493-支出命令-018857-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H21. 1～3月分）（平成21年度市文第4号）
3	9904-20090804-990493-支出命令-004183-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H21. 4～6月分）（平成21年度市文第276号）
4	9904-20091102-990493-支出命令-008515-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H21. 7～9月分）（平成21年度市文第530号）
5	9904-20100202-990493-支出命令-013297-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H21. 10～12月分）（平成21年度市文第803号）
6	9904-20100430-990493-支出命令-018282-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H22. 1～3月分）（平成22年度市文第9号）
7	9904-20100730-990493-支出命令-003502-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H22. 4～6月分）（平成22年度市文第322号）
8	9904-20101102-990493-支出命令-007782-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H22. 7～9月分）（平成22年度市文第644号）
9	9904-20110202-990493-支出命令-011959-14（都筑文化芸術活動場賃貸借H22. 10～12）（平成22年度市文第945号）
10	9904-20110414-990493-支出命令-015655-14（平成22年度都筑文化芸術活動場H23. 1～3月分）（平成23年度市文第1号）
11	9918-20110531-991805-支出命令-000690-14（平成23年度都筑文化芸術活動場賃貸借4月分）（平成23年度文文第36号）
12	9918-20110630-991805-支出命令-001355-14（平成23年5月分都筑文化芸術活動場賃貸借料）（平成23年度文文第116号）
13	9918-20110729-991805-支出命令-001696-14（平成23年6月分都筑文化芸術活動場賃貸借料）（平成23年度文文184号）
14	9918-20120605-991805-支出命令-000917-14（平成24年度都筑文化芸術活動場賃貸借4月分）（平成24年度文文第227号）
15	9918-20120703-991805-支出命令-001793-14（平成24年度都筑文化芸術活動場賃貸借5月分）（平成24年度文文第314号）
16	9918-20120803-991805-支出命令-002961-14（平成24年度都筑文化芸術活動場賃貸借6月分）（平成24年度文文第507号）
17	9918-20140530-991805-支出命令-1-000886-14（平成26年度都筑文化芸術活動場賃貸借4月分）（平成26年度文文第169号）
18	9918-20140701-991805-支出命令-1-001865-14（都筑文化芸術活動場賃貸借5月分）（平成26年度文文第279号）
19	9918-20140730-991805-支出命令-1-002739-14（都筑文化芸術活動場賃貸借6月分）（平成26年度文文第419号）
20	都筑文化芸術活動場賃貸借について（平成22年度市文第1239号）
21	平成24年度都筑文化芸術活動場賃貸借について（平成23年度市文第1081号）
22	平成25年度都筑文化芸術活動場賃貸借について（平成24年度文文第1524号）
23	平成26年度都筑文化芸術活動場賃貸借について（平成25年度文文第1811号）

	行政文書名称
24	9918-00000000-991805-定期支出-000058-14（平成23年度都筑文化芸術活動場賃貸借料7月～3月分）（平成23年度文文第119号）
25	9918-00000000-991805-定期支出-000056-14（平成24年度都筑文化芸術活動場賃貸借（7月分～3月分））（平成24年度文文第269号）
26	9918-00000000-991805-定期支出-1-000037-14（平成26年度都筑文化芸術活動場賃貸借（7月分～3月分））（平成26年度文文第170号）
27	都筑文化芸術活動場賃貸借について（平成21年度市文第11号）
28	都筑文化芸術活動場賃貸借について（平成22年度市文第10号）
29	9918-00000000-991805-定期支出-500063-14（平成25年度都筑文化芸術活動場賃貸借（7月分～3月分））（平成25年度文文第300号）
30	9918-20130620-991805-支出命令-001701-14（平成25年度都筑文化芸術活動場賃貸借4月分）（平成25年度文文第299号）
31	9918-20130702-991805-支出命令-002036-14（平成25年度都筑文化芸術活動場賃貸借5月分）（平成25年度文文第343号）
32	9918-20130730-991805-支出命令-003459-14（平成25年度都筑文化芸術活動場賃貸借6月分）（平成25年度文文第499号）
33	公有財産使用承認願（都筑区中川中央一丁目9番2号）について（平成22年度市文第907号）
34	公有財産使用承認願（都筑区中川中央一丁目9番2号）について（平成24年度文文1270号）
35	公有財産使用承認願（都筑区中川中央一丁目9番2号）について（平成26年度）（平成25年度文文第1801号）
36	公有財産使用承認願（都筑区中川中央一丁目9番2号）について（平成23年度文文第741号）
37	都筑文化芸術活動場賃貸借引渡し書類

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年2月20日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年6月26日 (第273回第二部会)	・審議
平成27年7月10日 (第274回第二部会)	・審議
平成27年7月24日 (第275回第二部会)	・審議
平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・審議
平成27年9月25日 (第278回第二部会)	・審議